

## 令和4年度第2回海老名市個人情報保護審査会 議事録

日時	令和4年7月22日（金）午後1時30分から午後3時まで
開催場所	海老名市役所 3階 政策審議室
出席者	鴨志田会長、伊田副会長、森田委員、石川委員、宮基委員
欠席者	なし
議題等	<p>1 議題 海老名市個人情報保護審査会条例の制定内容について（諮問）</p> <p>2 その他 （1）海老名市個人情報保護法施行条例のパブリックコメントについて て （2）諮問の取下げについて</p>

### 議題 海老名市個人情報保護審査会条例の制定内容について（諮問）

議事及び 決定事項	<p>1 議題の概要</p> <p>デジタル社会形成整備法により改正された個人情報保護法が全国共通ルールとして地方公共団体に一律に適用され、その所管は国の行政機関である個人情報保護委員会となる（令和5年4月1日施行）。</p> <p>この改正に伴い個人情報保護制度は、地方公共団体が独自に制定していた「条例」から、全国共通ルールとして「個人情報保護法」によるものになる。</p> <p>市では海老名市個人情報保護条例を廃止し、同条例で規定されている審査会に関することについて、海老名市個人情報保護審査会条例として制定するにあたり、「海老名市個人情報保護審査会条例（案）」の内容について、審査会の意見を求めるもの。</p> <p>2 審議経過</p> <p>（1）実施機関から事案の概要説明を行った。</p> <p>（2）意見等の集約を行った。</p> <p>主な意見等は次のとおりであった。</p> <p>ア 内容については、適当なもの認められる。</p> <p>イ 定める内容は、端的に分かりやすく規定すること</p> <p>3 答申案の検討</p> <p>審議内容を踏まえた答申案を作成し、答申案中審査会の判断について検討した。</p>
--------------	--

	<p>4 今後の予定 上記審議内容を踏まえ、会長が答申を作成する。</p>
--	---

その他(1) 海老名市個人情報保護法施行条例のパブリックコメントについて

内容	資料を配付し、海老名市個人情報保護法施行条例の骨子（案）についてパブリックコメントを実施する旨報告した。
----	--

その他(2) 諮問の取下げについて

内容	前回の審議会でも継続審議とした諮問事項「国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る収入所得情報の利用及び本人通知の省略について」の取下げについて、報告した。
----	---

以上は会議の顛末であるが、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月12日

会 長 鴨志田 勝則